

玄海原子力発電所 保安規定変更認可申請の概要について

- ・ 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更
- ・ 特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

2021年10月7日
九州電力株式会社

1. 申請案件について
2. 経緯(許認可関係)について
3. 申請の概要(関連条文等)について

【補足説明】

1. 具体的な変更内容について
2. 審査スケジュールについて

<申請案件>

以下(1)～(4)の案件により保安規定変更を行い、2021年8月10日に変更認可申請を行った。
本資料での説明内容を下線で示す。

(1) 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更

平成25年7月8日に施行された実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則により、特定重大事故等対処施設(以下「特重施設」という。)を設置することが要求されたことから、保安規定へ新たな条文を追加するとともに関連条文を変更した。

(2) 3号炉及び4号炉の所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に伴う変更

平成25年7月8日に施行された実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則により、所内常設直流電源設備(3系統目)を設置することが要求されたことから、保安規定の関連条文を変更した。

(3) 3号炉及び4号炉の特重施設に係る有毒ガス防護による変更

平成29年5月1日に施行された実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則により、特重施設に係る有毒ガス防護が要求されたことから、保安規定の関連条文を変更した。

(4) 記載の適正化に伴う変更

記載の適正化に伴い保安規定の関連条文を変更した。

(1) 所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に伴う変更

<設置許可>

申請：2019年3月28日

許可：2019年12月25日

<工事計画>

申請：2020年3月24日

認可：2020年11月13日

<保安規定>

申請：2021年8月10日

(2) 特重施設に係る有毒ガス防護による変更

<設置許可>

申請：2019年5月21日

許可：2020年1月29日

<工事計画>

申請：2020年11月27日

認可：2021年3月10日

<保安規定>

申請：2021年8月10日

今回の所内常設直流電源設備（3系統目）の設置及び特重施設に係る有毒ガス防護に伴う保安規定変更認可申請は、前述の設置許可及び工事計画を踏まえて「当該設備へのLCO等の設定」及び「手順の追加」に係る以下条文について変更を行った。

(1) 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更

第1編変更条文（第2編変更なし）		説明頁	玄海特有事項※
第83条	重大事故等対処設備	8	なし
第87条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	8	なし
附則	施行期日	8	なし
添付1	異常時の運転操作基準（第90条関連）	8	なし
添付3	重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	8	なし

※：弊社川内には無い新たな規定や考え方

(2) 特重施設に係る有毒ガス防護による変更

第1編変更条文(第2編変更なし)		説明頁	玄海特有事項※2
第3条	品質マネジメントシステム計画	—※1	なし
第17条の3 の2	有毒ガス発生時の体制の整備	17	なし
第17条の6	重大事故等発生時の体制の整備	17	なし
第17条の7	大規模損壊発生時の体制の整備	17	なし
附則	施行期日	23	なし
添付2	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	17~21	なし
添付3	重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	17~22	なし

※1：別表2の規定文書(土木建築基準)に第17条の7を規定した。

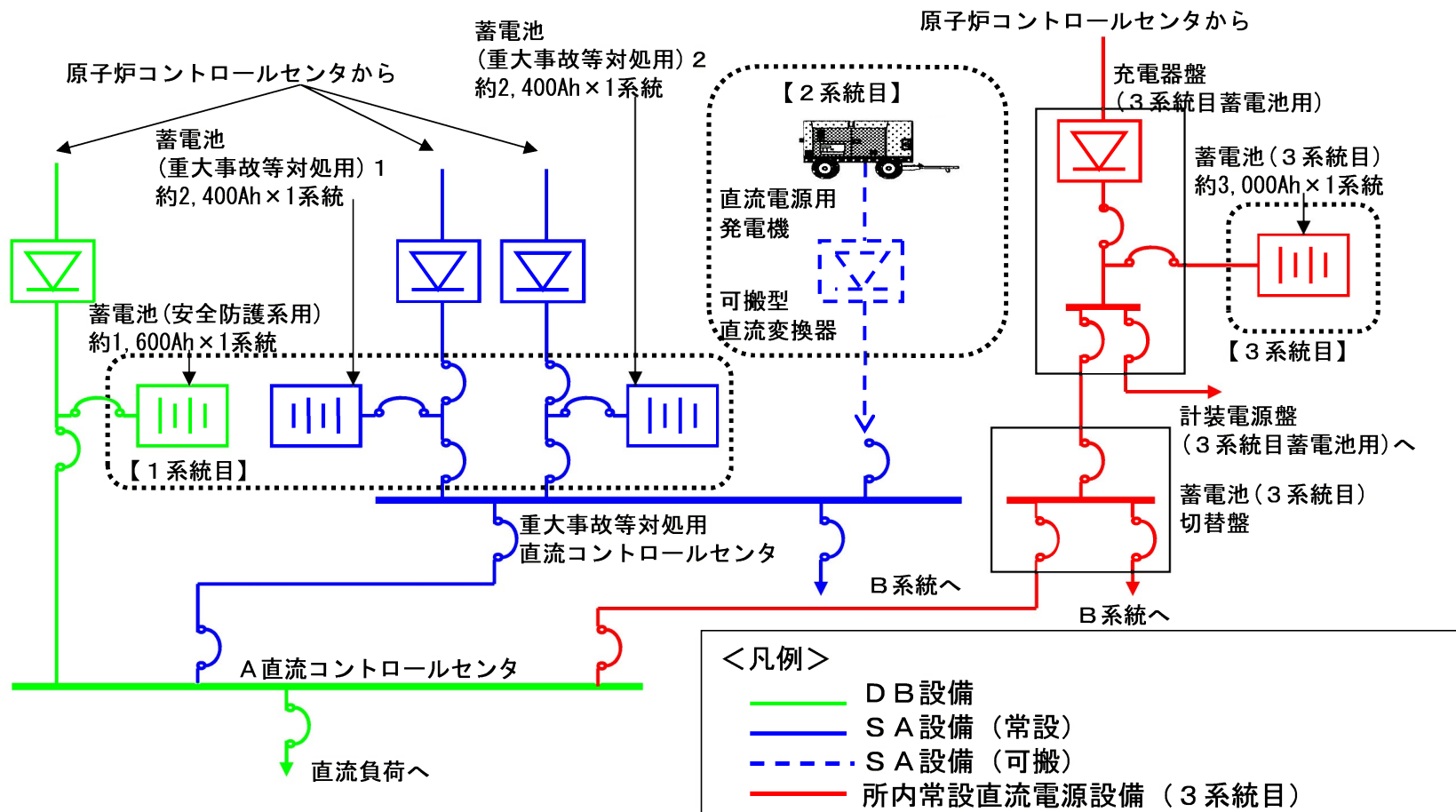
※2：弊社川内には無い新たな規定や考え方

(1) 保安規定の変更内容

a. 所内常設直流電源設備 (3系統目) の設置に伴う変更

○所内常設直流電源設備 (3系統目) の概要について

更なる信頼性を向上するため、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流電源喪失) した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電源を供給するため、特に高い信頼性を有する3系統目の直流電源設備として設置する。

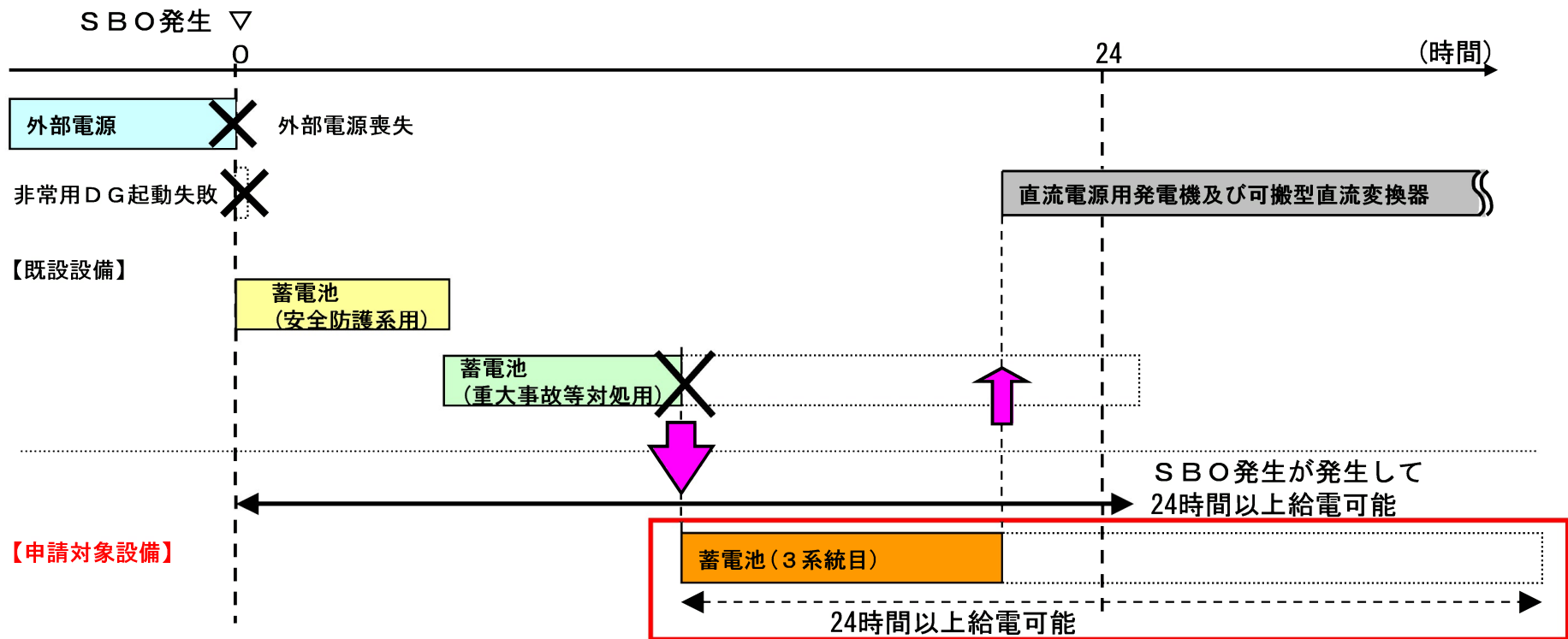


(1) 保安規定の変更内容

a. 所内常設直流電源設備 (3系統目) の設置に伴う変更

○所内常設直流電源設備 (3系統目) の使用について

SBOが発生すると、蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) の組合せにより、24時間以上の給電を可能にしているが、蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) の想定外の枯渇等により使用できない場合に蓄電池 (3系統目) を使用する。蓄電池 (3系統目) は給電開始から24時間以上給電が可能である。



(1) 保安規定の変更内容

a. 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更

○保安規定各条文に以下の内容を規定した。

・ 第83条（重大事故等対処設備）

83-15-4へ所内常設直流電源設備（3系統目）の運転上の制限、確認事項及び要求される措置を規定※¹した。

・ 第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）

表87-1へ所内常設直流電源設備（3系統目）に係る関連条文、点検対象設備、第87条適用時期、点検時の措置及び実施頻度を規定※¹した。

・ 附則（施行期日）

使用前確認対象の所内常設直流電源設備（3系統目）に関する規定については、使用前確認終了日以降に適用することを規定した。

・ 添付1（異常時の運転操作基準（第90条関連））

表8へ所内常設直流電源設備（3系統目）からの受電※²を規定した。

・ 添付3（重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準）

表-14、20へ所内常設直流電源設備（3系統目）による代替電源（直流）からの給電※^{1, 2}を規定した。

※1：具体的な申請内容の例示をP. 9～P. 11に示す。

※2：参考として、3系統目への給電切替え概略をP. 12に示す。

<第83条（重大事故等対処設備）>

蓄電池（3系統目）は、蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の機能が喪失した場合に使用することから、以下のとおり運転上の制限を定める。

【具体的な申請内容の例示】

変更前		変更後	
83-15-4 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電		83-15-4 蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）からの給電	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電	(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統 ^{※1} が動作可能であること	蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）からの給電	(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統 ^{※1} が動作可能であること (3) 蓄電池（3系統目）からの電源系1系統が動作可能であること
適用モード	設備	適用モード	設備
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用）	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用） 蓄電池（3系統目）
	所要数		所要数
	1組 2組		1組 2組 1組
※1：1系統とは、蓄電池（重大事故等対処用）2組をいう。		※1：1系統とは、蓄電池（重大事故等対処用）2組をいう。	
(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	確認事項	項目	確認事項
蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.4V以上であることを確認する。	蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）	蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.4V以上であることを確認する。 蓄電池（3系統目）の蓄電池端子電圧が135.5V以上であることを確認する。
	頻度		頻度
	担当		担当
	定期事業者検査時		定期事業者検査時
	1週間に1回		1週間に1回
	発電第二課 当直課長		発電第二課 当直課長

<第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）>

蓄電池（3系統目）を点検・保守する場合は第87条に該当することから、以下のとおり表87-1へ規定した。

【具体的な申請内容の例示】

変更前	表 87-1				
	関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
	<中 略>				
	第 83 条 (83 - 15 - 4)	・蓄電池（重大事故等対処用）	モード1、2、3、4、 5及び6以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。	点検前 ^{**3}
・大容量空冷式発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。				点検前 ^{**3}	
<以下、省略>					
※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。					
変更後	表 87-1				
	関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
	<中 略>				
	第 83 条 (83 - 15 - 4)	・蓄電池（重大事故等対処用） ・蓄電池（3系統目）	モード1、2、3、4、 5及び6以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。	点検前 ^{**3}
・大容量空冷式発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。				点検前 ^{**3}	
<以下、省略>					
※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。					

＜添付3（重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準）＞

蓄電池（3系統目）は、蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の機能が喪失した場合に使用することから、以下のとおり給電手順を定める。

【具体的な申請内容の例示】

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p><u>非常用電源（直流）による給電</u></p> <p>1 蓄電池（安全防護系用）による非常用電源（直流）からの給電 発電第二課当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、非常用直流母線へ蓄電池（安全防護系用）により給電し、給電状態を母線電圧により確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 交流電源から非常用直流母線への給電を非常用高圧母線電圧等により確認できない場合</p> <p><u>代替電源（直流）による給電</u></p> <p>1 蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電 発電第二課当直課長は、交流動力電源が復旧する見込みがない場合、24時間以上にわたり必要な負荷へ給電するため、蓄電池（重大事故等対処用）により非常用直流母線へ給電する。 全交流動力電源喪失発生後、蓄電池（安全防護系用）により非常用直流母線電圧が許容最低電圧を維持できない場合、蓄電池（重大事故等対処用）により給電し、8時間以内に現場で不要な直流負荷の切離しを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に交流動力電源が復旧する見込みがない場合で、直流母線電圧が許容最低電圧を維持できない場合</p> <p>2 直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電 発電第二課当直課長は、蓄電池（重大事故等対処用）からの給電にて母線電圧が低下する前に、</p>	<p style="text-align: center;">表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p><u>非常用電源（直流）による給電</u></p> <p>1 蓄電池（安全防護系用）による非常用電源（直流）からの給電 発電第二課当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、非常用直流母線へ蓄電池（安全防護系用）により給電し、給電状態を母線電圧により確認する。</p> <p><u>代替電源（直流）による給電</u></p> <p>1 蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電 発電第二課当直課長は、交流動力電源が復旧する見込みがない場合、24時間以上にわたり必要な負荷へ給電するため、蓄電池（重大事故等対処用）により非常用直流母線へ給電する。 全交流動力電源喪失発生後、蓄電池（安全防護系用）により非常用直流母線電圧が許容最低電圧を維持できない場合、蓄電池（重大事故等対処用）により給電し、8時間以内に現場で不要な直流負荷の切離しを行う。</p> <p>2 蓄電池（3系統目）による代替電源（直流）からの給電 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失発生後、蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池（3系統目）により非常用直流母線へ給電する。</p> <p>3 直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電 発電第二課当直課長は、蓄電池（重大事故等対処用）又は蓄電池（3系統目）からの給電にて</p>

蓄電池（3系統目）の給電操作手順（3号機A系統の場合）

	操作場所	操作内容
①	中央制御室	充電器盤（3系統目蓄電池用）～蓄電池（3系統目）切替盤までの電路の負荷開閉器を遠隔操作で「入」
②	中央制御室	蓄電池（3系統目）の給電先（A系統を選択した場合）、蓄電池（3系統目）切替盤～3A直流コントロールセンタまでの電路の負荷開閉器を遠隔操作で「入」
③	中央制御室	蓄電池（3系統目）により給電されていることを非常用直流母線電圧で確認後、重大事故等対処用直流コントロールセンタ～3A直流コントロールセンタまでの電路の負荷開閉器を遠隔操作で「切」
④	中央制御室 及び隣接する 継電器室	計装電源盤（3系統目蓄電池用）～各監視計測装置について、給電元を3A・3C計装電源盤から計装電源盤（3系統目蓄電池用）へ切替
⑤	中央制御室	3A直流コントロールセンタ～3A・3C計装電源盤までの電路の負荷開閉器を遠隔操作で「切」

①～⑤は12ページ図内の番号・記号を示す

蓄電池（3系統目）からの給電タイムチャート

		経過時間(分)					
		10	20	30	40	50	60
手順の項目	要員(数)	蓄電池(3系統目)による 代替電源(直流)からの給電開始 ▽					
蓄電池(3系統目)による 代替電源(直流)からの給電	運転員(当直員)等 (中央制御室)	1	蓄電池(3系統目)からの給電(①~③)				
			必要直流負荷への切替 (④、⑤)				
	運転員(当直員)等 (中央制御室に隣接する継電器室)	1	必要直流負荷への切替 (④)				
			→				

①~⑤は12ページ図内の番号・記号を示す

＜特重施設に係る有毒ガス防護＞

(1) 保安規定審査基準の改正

平成29年4月5日第1回原子力規制委員会にて、保安規定審査基準※を含む有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正が決定され、5月1日に施行された。保安規定審査基準の改正は、以下のとおり、有毒ガス発生時に講ずべき措置、重大事故等の対応における発生した有毒ガスからの運転員等の防護について、保安規定に定めることが要求された。

・実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで

5. 地震・火災・有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。

・実用炉規則第92条第1項第16号

1. (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画は次に掲げる事項を含めること

(略)

ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）

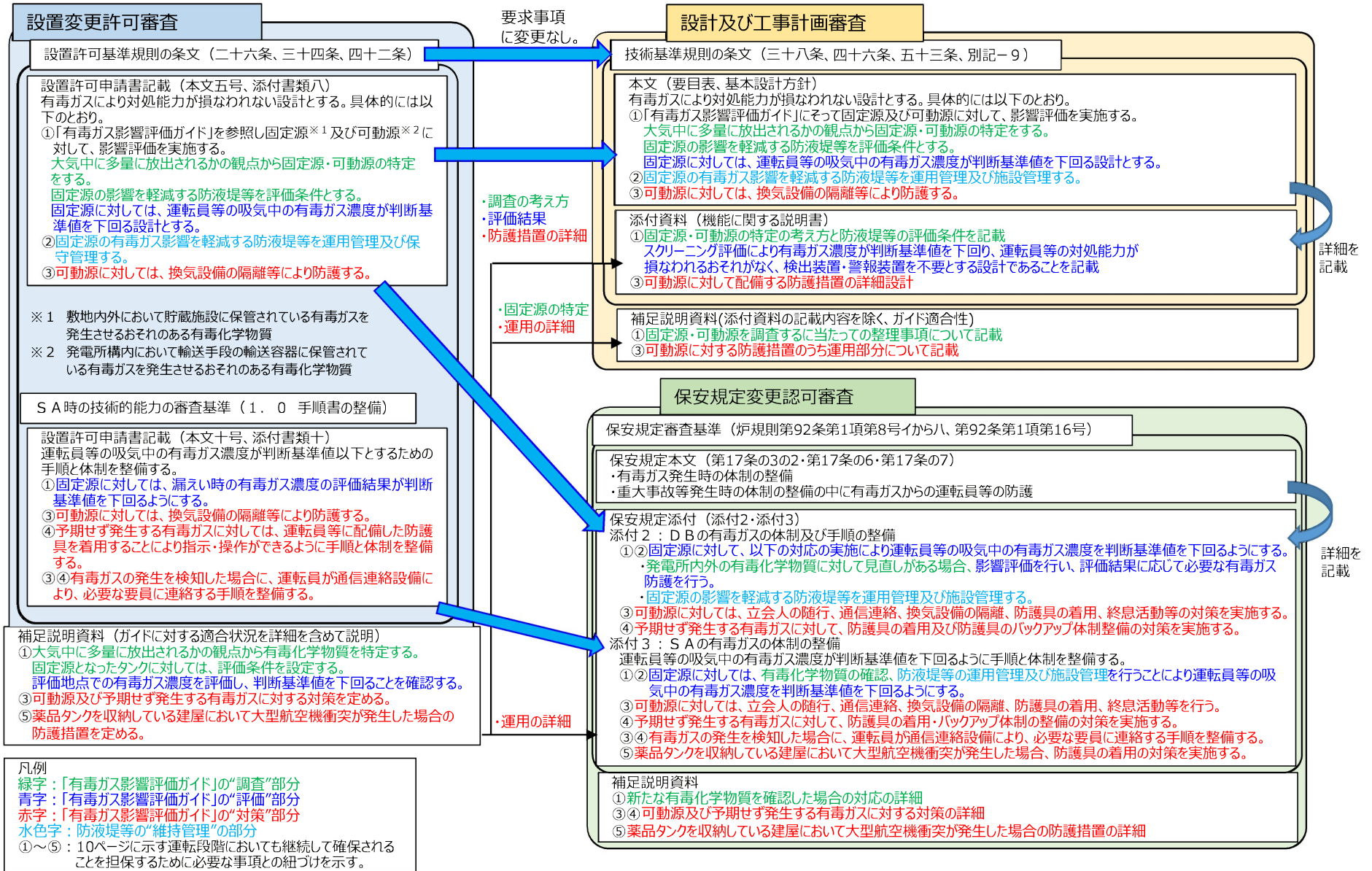
(略)

⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。

(以下略)

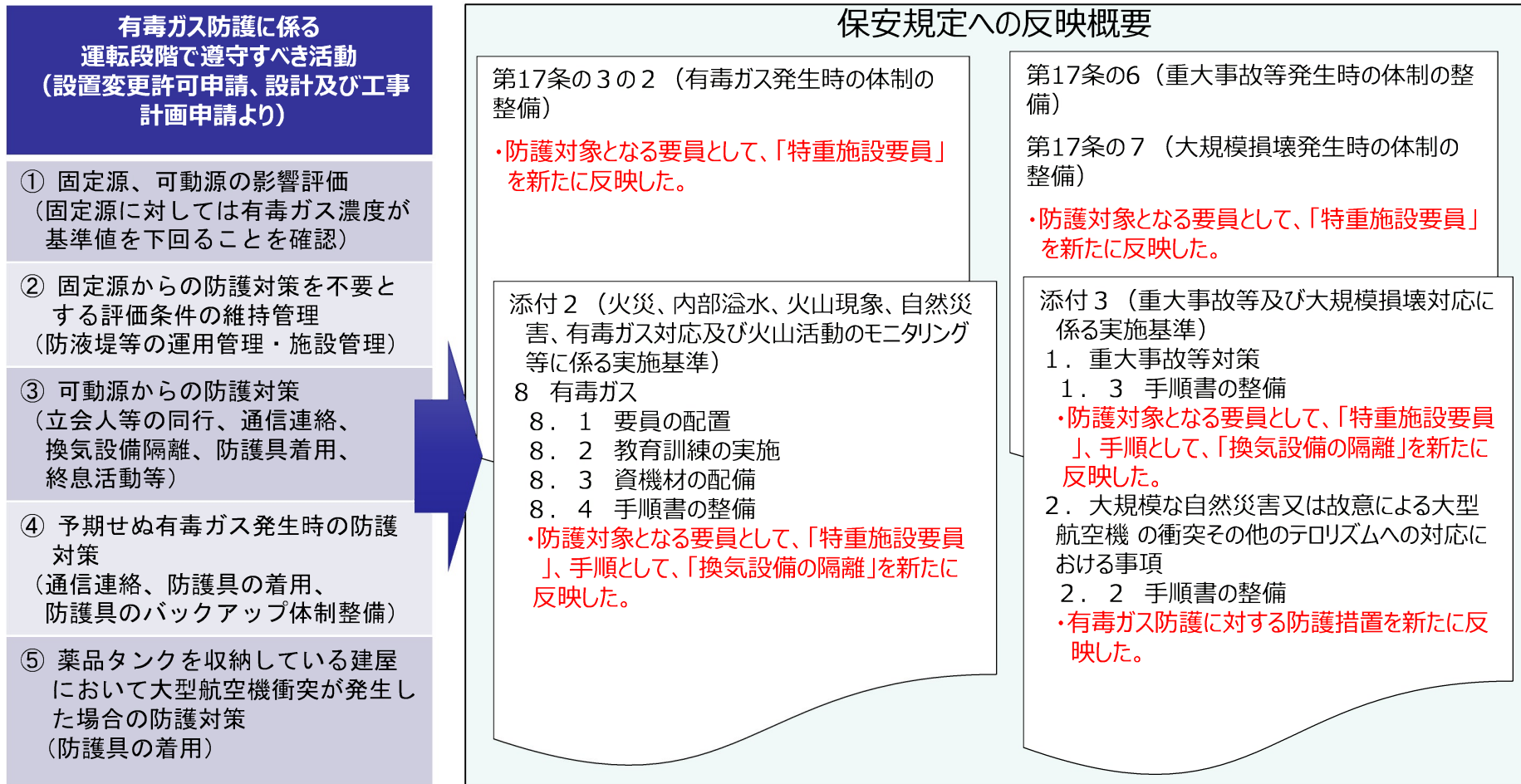
※：実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準

(2) 有毒ガスに関する規則改正全体の考え方



(3) 保安規定への反映

有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正を踏まえた、設置変更許可申請及び設計及び工事計画申請にて規定した運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項について、保安規定に規定する。



(3) 保安規定への反映

玄海原子力発電所の有毒ガス防護（中央制御室及び緊急時対策所）については、令和2年11月4日に保安規定変更認可を頂いている。

今回特重施設に係る有毒ガス防護を規定することに伴い、既認可から追加する事項の例を以下に**朱記**で示す。

① 固定源、可動源の影響評価（固定源に対しては有毒ガス濃度が基準値を下回ることを確認）

黄色マーカ：保安規定の関連する記載部分

保安規定
<p>添付2</p> <p>8 有毒ガス</p> <p>8.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（技術第二課長及び発電第二当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(ア) 安全管理第二課長、保修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対して、(イ)項、(ウ)項及びウ項の実施により、運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(イ) 安全管理第二課長は、発電所敷地内並びに中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質及び有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。</p>
<p>添付3</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>1.3 (1) サ</p> <p>(ア) 安全管理第二課長、保修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理及び防液堤等の施設管理の実施により、運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順及び体制を規定文書に定める。</p> <p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>2.2 (5) イ (カ) b</p> <p>(a) 安全管理第二課長、保修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理及び防液堤等の施設管理の実施により、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順及び体制を規定文書に定める。</p>

②固定源からの防護対策を不要とする評価条件の維持管理（防液堤等の運用管理・施設管理）

保安規定

添付2

8 有毒ガス

8.4 手順書の整備

(1) 各第二課長（技術第二課長及び発電第二当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。

ア 有毒ガス防護の確認に関する手順

(ア) 安全管理第二課長、保修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対して、(イ)項、(ウ)項及びウ項の実施により、運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。

(ウ) 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。

ウ 施設管理、点検

保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替えを行う。

添付3

1 重大事故等対策

1.3 (1) サ

(ア) 安全管理第二課長、保修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理及び防液堤等の施設管理の実施により、運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順及び体制を規定文書に定める。

2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項

2.2 (5) イ(カ) b

(a) 安全管理第二課長、保修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理及び防液堤等の施設管理の実施により、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順及び体制を規定文書に定める。

③可動源からの防護対策（立会人等の同行、通信連絡、換気設備隔離、防護具着用、終息活動等）

保安規定

添付2

8 有毒ガス

8.4 手順書の整備

(1)各第二課長（技術第二課長及び発電第二当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。

イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順

(ア) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置、緊急時対策所換気設備及び特重施設の換気空調系※の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。

添付3

1 重大事故等対策

1.3 (1) サ

(イ) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動源に対して、運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置、緊急時対策所換気設備及び特重施設の換気空調系※の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の手順を規定文書に定める。

(I) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を規定文書に定める。

2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項

2.2 (5) I(カ) b

(c) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動源に対して、特重施設要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、特重施設の換気空調系※の隔離、防護具の着用及び終息活動等の手順を規定文書に定める。

※ 実際の設備名称及び保安規定の記載とは異なる。

④ 予期せぬ有毒ガス発生時の防護対策（通信連絡、防護具の着用、防護具のバックアップ体制整備）

保安規定
<p>添付2</p> <p>8 有毒ガス</p> <p>8.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（技術第二課長及び発電第二当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策本部要員及び特重施設要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(イ) 防災課長及び発電第二課長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用及び防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p>
<p>添付3</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>1.3 (1) サ</p> <p>(ウ) 防災課長及び発電第二課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員、緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員及び特重施設要員に対して配備した防護具を着用すること並びに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順及び体制を規定文書に定める。</p> <p>(I) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を規定文書に定める。</p> <p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>2.2 (5) I(カ) b</p> <p>(d) 防災課長及び発電第二課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重施設要員に対して配備した防護具を着用すること及び防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順及び体制を規定文書に定める。</p>

⑤ 薬品タンクを収納している建屋において大型航空機衝突が発生した場合の防護対策（防護具の着用）

保安規定

添付3

2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項

2.2 (5) Ⅰ(カ) b

(b) 防災課長及び発電第二課長は、薬品タンクを収納している建屋において大型航空機衝突が発生した場合の防護具の着用により、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順及び体制を規定文書に定める。

(4) 適用開始時期の考え方

特重施設の有毒ガス防護に関連する条文は、以下に示す附則のとおり、特重施設の使用前検査及び使用前確認終了日以降に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、20XX年XX月XX日から施行する。→認可から10日以内に施行する。

< 中 略 >

4 本規定施行の際、使用前検査及び使用前確認対象の特重施設及び特重施設による対策を行う要員の確保に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査及び使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。

→特重施設に関連する規定を適用する日に合わせて適用する。

今後の審査対応等スケジュールを以下に示す。

項目	2021年度									2022年度									備考					
	~7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月		
主要工程		▼8/10 変更認可申請																						
個別審査		審査																						
直流電源設置工事		[Shaded Bar]																						

3号1.6回定検 (1/21)

4号1.4回定検 (4/30)

発電所での教育訓練

8/24 3号特重及び常設直流電源 設置期限

9/13 4号特重及び常設直流電源 設置期限

備考: 教育訓練期間は、変更となる可能性があります。
 完成時期は、変更となる可能性があります。